

合理的配慮

学校現場でどうすすめるか

第1回

合理的配慮の提供 これまでの一年

合理的配慮の提供がスタート

平成二八年四月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行され、日本全国で合理的配慮の提供がスタートしたことは、読者のみなさんもご存知のことと思います。

合理的配慮の提供について十分に理解するためには、ここ一〇年間の障害者に関する施策の動向を理解する必要があります。

ます。資料1に挙げた法律等を確認してみてください。みなさんは、これらの法律等を目にしたことはなくても、合理的配慮に関連する教員研修などを受けたことはあるのではないのでしょうか。

合理的配慮に関する五つのキーワード

筆者はこの一年間、学校現場を回りながら、合理的配慮の提供に関する校内研修会の講師を行ってきましたが、現場からの反応は、あまりよいものではありませんでした(私自身の反省でもあります)。学校の先生方は、これら法律等の内容を知ることよりも、明日から即、取り組めるような情報を求めています。

資料1 「障害者の権利に関する条約」批准に伴う国内の法的整備

- 平成19年 「障害者の権利に関する条約」署名
- 平成23年 「障害者基本法」改正
- 平成24年 中教審初等中等分科会 報告
「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである」
- 平成25年 「学校教育法施行令」改正
- 平成25年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)公布
- 平成26年 「障害者の権利に関する条約」批准
- 平成28年4月1日 障害者差別解消法 スタート!

横浜市教育委員会事務局 東部学校教育事務所
指導主事室 指導主事

岡田 克己

おかだ かつみ サラマンカ宣言に出会い、人生が変わりました。これからも、一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指していきます。

本稿でも、法律等についての合理的配慮関連の解説は割愛させていただきます。代わりに、的を絞った五つのキーワード「共生社会の形成」「インクルーシブ教育システム」「基礎的環境整備」「連続性のある多様な学びの場」「社会的障壁」を提示しますので、ササッと理解していただけたらと思います。

この五つのキーワードについて、ご自分の言葉で説明ができるようになれば、合理的配慮に関する基本的な知識は得られていると言っても過言ではありません。

1 共生社会の形成

「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会を指します。

インクルーシブ教育システムの目的は、こうした共生社会の形成です。

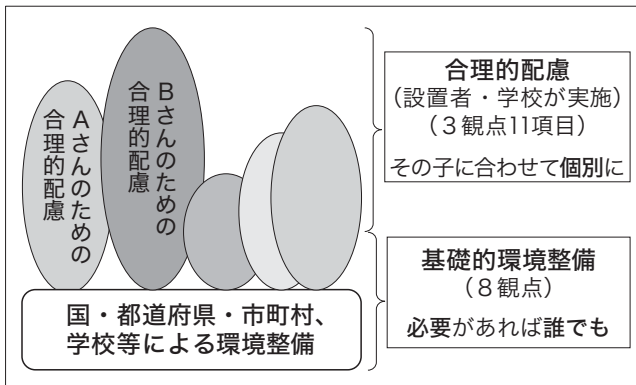
2 インクルーシブ教育システム

「インクルーシブ教育システム」とは、

障害者が精神のおよび身体的な能力等を発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、次の四つを実現することです。

- ① 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
- ② general education system（一般的な教育制度）から排除されないこと
- ③ 初等中等教育の機会が与えられること

資料2 インクルーシブ教育システムを構築するための合理的配慮と基礎的環境整備



④ 個人に必要な合理的配慮が提供されること

3 基礎的環境整備

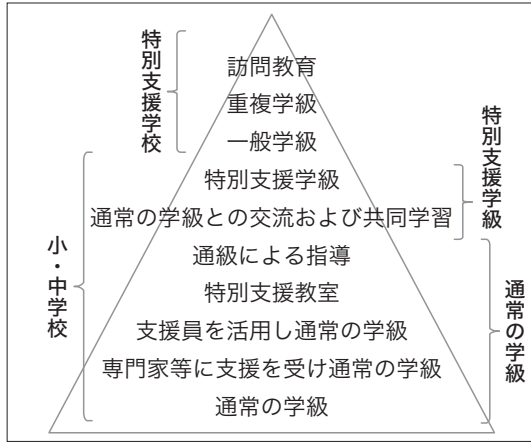
「基礎的環境整備」は、合理的配慮の基礎となるもので、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づいて、または財政措置により、国・都道府県・市町村、学校等が行う教育環境の整備のことです（資料2）。

4 連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムの構築においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導を取り入れられるよう、多様で柔軟な仕組みの整備が求められます。

そのため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「連続性のある多様な学びの場」を用意していくことが必

資料3 「連続性のある多様な学びの場」のイメージ



要です（資料3）。

5 社会的障壁

「社会的障壁」とは、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物（通行の妨げになったり、利用しにくい施設等）、制度（利用しにくい制度等）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化等）、観念（障害のある人への偏見等）、その他一切のものを指します。

これは、障害者が味わう社会的不利は社会の側の問題であり、障害者とは社会の障壁によって能力を発揮する機会を妨げられた人とする「社会モデル」の考え方を踏まえています。そのため、さまざまな障壁を取り除くことは、社会の側の課題であるとされます。

合理的配慮が浸透しない要因

約一年間が経ち、「合理的配慮」は、教育現場に浸透したのでしょうか。その答えは残念ながら「NO!」です。特に、通常の学級における発達障害のある児童生徒への合理的配慮の提供は、困難を極めていきます。現場の教師からは、次のような悩みの声が尽きません。

「具体的に何をすることが合理的配慮なのかわからない」

「保護者から一度も合理的配慮をしてほしいと言われなかった」

「どこまで保護者の要求を聞くのか。合意形成が難しい」

「これまでの教育的配慮との違いがわか

らないし、これまでどおりでいいなら、何も変わらない」

現場の声から、これまでの一年間で合理的配慮の提供が教育現場に浸透しなかったことがわかります。

その要因を整理することで、これから学校現場が合理的配慮の提供に取り組むために必要なことを明らかにしていきたいと思えます。

要因1…わかりづらい合理的配慮の定義

障害者差別解消法では、公立学校を含む国・地方公共団体等に「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を法的義務とし、求めています。

「障害者の権利に関する条約」第二条において合理的配慮は、

「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

と定義されています。障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮に努めることが義務とされているのです。

この定義がとてわかりづらいのです。学校現場だけでなく、本人や保護者も含めて共通理解をもつためには、かなりの時間と労力を要します。このことは、合理的配慮が浸透しない大きな理由の一つです。

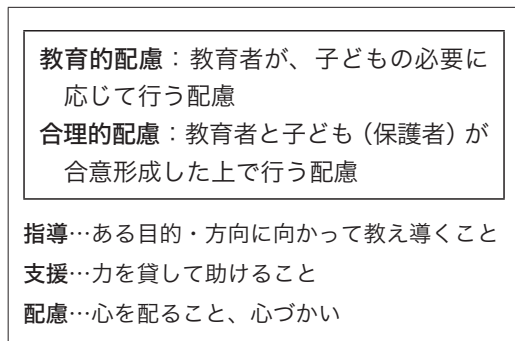
つまり、学校現場で取り組むべき「合理的配慮の提供」は、次の二つにまとめられます。まずは、この二つについて皆で共通理解をもつことが、合理的配慮を提供していく大前提となります。

学校現場で取り組む合理的配慮

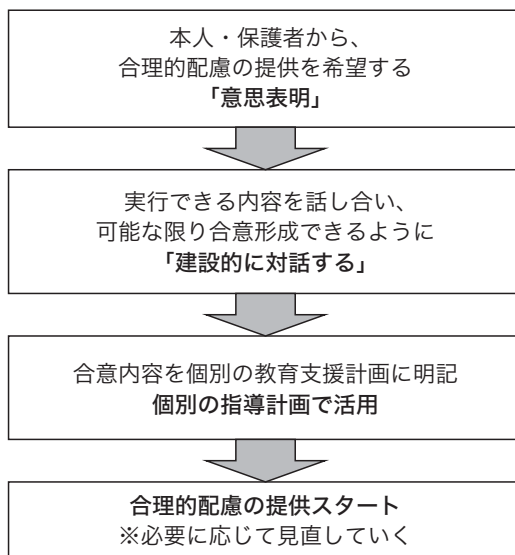
- ①本人、保護者の意思表示を受け、建設的な対話を行い、合意形成を図る。
- ②特性に応じた配慮をすることとあわせて、社会的障壁を取り除く。

ただし、この二つについて共通理解を

資料4 合理的配慮と教育的配慮の違い



資料5 合理的配慮提供の流れ



もったとしても、これらを学校現場で実現するためにはいくつかのハードルが存在しています。それは、これら二つのことが、これまでの日本の学校現場には馴染みづらい新しい考え方だからです。

要因2…本人・保護者の意思表示が必要

合理的配慮が学校現場に浸透しない要因の二つ目。合理的配慮の提供は、基本的に、本人または保護者の意思表示が前提となります。これまで各学校が行ってきた配慮は、意思表示がなくても行う「教

育的配慮」であり、合理的配慮とは違います（資料4）。念押ししますが、意思表示を受け、合意形成を図ってから提供するのが合理的配慮です。この区別をしながら合理的配慮提供の流れに沿って行っていくこととなります（資料5）。

合理的配慮の提供は、本人または保護者側からアクションを起こし、それを学校側が受けとめることとなります。しかし、学校は、本人・保護者から希望があるまで待っているだけではいけません。今後は、合理的配慮の提供に向けての相

談体制や相談窓口を明確にしたり、学校便りに明記したりするなど、本人や保護者にわかりやすく情報を提供していくべきです。例えば、学校が「合理的配慮をお願いシート」を作成し、本人・保護者が意思表示しやすい仕組みをつくったことで、建設的な対話に向けてとても効果的だったという実践例もあります。

合理的配慮は、「障害のある児童生徒等」への配慮であり、障害のない児童生徒等には、合理的配慮を提供する義務はありません。しかし、障害のある児童生徒等とは、診断書や障害者手帳の有無をもって決定するのではなく、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活、学校生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。

まして、発達障害のある児童生徒は、周りから理解されにくい上に、本人の障害に対する自己認識が薄く、困ったときに他者に援助を要請する力や相談する力に課題が見られることがあります。学齢期段階での発達障害に関する診断告知は慎重に行う必要もあり、障害があること

を前提とした合理的配慮を提供するための意思表示には、なかなかたどりつけません。

実際は、保護者が本人の思いを汲み取ったり代弁したりしながら、学校へ配慮をお願いすることが多く、本当の意味で、本人の思いや意思表示は尊重されにくい状況にあります。合意形成が明記されるべき個別の教育支援計画についても、本人が直接、目にするのではなく、内緒で計画、実行、評価されていることは、今後、改善すべき点ではないでしょうか。

要因3：「社会的モデル」と「医学モデル」

合理的配慮が学校現場に浸透しない要因の三つ目は、社会的障壁のところでも触れた「社会モデル」にあります。障害を「社会モデル」でとらえると、社会的障壁を取り除くためには「社会側の改善」を図ることが必要だとなります。一方、治療やリハビリによる身体機能等の向上を問題解決の柱とする「医学（個人）モデル」が、従来からの考え方でした（資料6）。

資料6 2つの障害モデル

	これまで	これから
障害モデル	医学（個人）モデル	社会モデル
障害のとらえ方	異常、病気	個性、特性
社会適応の手段	障害の克服改善 治療、訓練、指導	社会側の改善 支援、配慮
領域、分野	福祉、医療 障害児教育	人権 特別支援教育

この二つの障害モデルをうまく融合させた学校現場をつくるためには、どのような取り組みを行っていくべきか、何を大切にした教育が必要となるか、解決すべき点がたくさんあります。

*

今回は、これまでの一年の振り返りを活かし、これからの一年で、学校現場でどのように合理的配慮の提供をしていくとよいのか、学校は何をしたらよいのか、具体的な工夫について提示していきます。